

会 議 録

会議の名称	平成29年度 第5回東大和市廃棄物減量等推進審議会				
開催日時	平成30年2月7日(水) 午前10時30分～午前11時30分				
開催場所	中央公民館 301学習室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者(敬称略)</p> <p>(委員) 田村茂(会長)、内野美樹子(副会長)、岸和雄、星文子、吉浦高志、岩崎和夫、小樽敏雄、陣野原佐江子、古川浩二、町田道子</p> <p>(事務局) 松本幹男(環境部長)、中山仁(ごみ対策課長)、吉岡繁樹(ごみ減量係長)、小島卓之(ごみ減量係主事)、越田智也(ごみ減量係主事)</p> <p>(オブザーバー) 株式会社ダイナックス都市環境研究所 糠澤琢郎、石垣歩</p> <p>●欠席者(敬称略) 今野久成、大羽敬子、村上哲弥</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可 の場合は その理由		傍聴者数	0名
会議次第	<p>1 審議 東大和市一般廃棄物処理基本計画の改定について</p> <p>2 その他</p>				

会 議 経 過

【会長】

平成29年度第5回廃棄物減量等推進審議会を始めます。
本日、今野委員と大羽委員、村上委員の3名につきましては、都合により欠席との連絡が入っております。

それでは、次第の1「東大和市一般廃棄物処理基本計画の改定について」に入ります。

事務局から説明をお願いいたします。

【小島主事(事務局)】

本日お配りいたしました資料の確認と説明をさせていただきます。机の上に次第、東大和市災害廃棄物処理計画の策定についてと委員名簿の3点をお配りしております。資料に不足がある方はいらっしゃいますでしょうか。

よろしければ説明を始めさせていただきます。東大和市一般廃棄物処理基本計画については、本編、概要版ともに誤字、脱字の修正のみであり、内容の変更は行っておりません。また、委員名簿ですが、任期が新しくなったことに伴いお配りしてありま

すので、後ほどご覧ください。以上となります。

【中山課長（事務局）】

一般廃棄物処理基本計画の関係につきましては、様々なご意見を頂戴いただき、ありがとうございます。今回、改正に当たりましては、皆さまからのご意見を踏まえ、出来ることは、反映させていただいていると考えています。市でも重点施策ということで、一般廃棄物処理基本計画の27ページの食品ロスと37ページのEPR（拡大生産者責任）、また32ページの環境学習をそれぞれ記載しています。

その他にも各種施策についても掲載しており、市から減量施策について順次、市民の皆さまにPRすることをこれから強化し進めていきます。PR方法については、東大和市ごみ分別アプリやごみ対策課発行の広報紙「ごろすけだより」、市報、市ホームページ等を活用し進めていきたいと考えています。

また、EPRに関しましては、各事業所のご協力が必要不可欠と考えています。ご協力いただくには、足しげく通う中で少しずつでもご理解をいただき、回収店舗の増加等も視野に入れながら進めてまいります。以上です。

【会長】

ありがとうございました。

前回の審議会で皆さまにご意見を伺った内容のほとんどが今後のPRを強化してほしいという内容でしたので、事務局からもPRを強化していきたいというお話がございました。これで一般廃棄物処理基本計画をこのような形でまとめたものを市長に答申したいと考えていますが、今までを通じまして、トータル的に何かございましたらお願いしたいと思います。

【委員】

事務局から提案された内容については、これまでの会議の意見を踏まえており、計画の改定案には、今後、重点となる食品ロスなどが盛り込まれています。そこで、今後の取りまとめ、市長への答申については、田村会長に一任したいと考えますが、皆さん、いかがでしょうか。

（異議なし）

【会長】

ありがとうございます。

この件につきましては、これで終了したいと思います。それでは、会長一任ということで承りましたので、今後、事務局と調整させていただきまして、進めさせていただきたいと思います。

それでは、次第の2「その他」に移ります。事務局から何かございますでしょうか。

【越田主事（事務局）】

今回、東大和市災害廃棄物処理計画について、東大和市の現状の取り組みについて、ご説明させていただきます。それでは改めて、「東大和市災害廃棄物処理計画の策定について」に入ります。

まず、お手元にあります資料「東大和市災害廃棄物処理計画の策定について」をご覧ください。まず、計画の位置づけについてですが、この計画は災害時における市の行動指針という位置づけで策定するものになります。そのため、東大和市一般廃棄物処理基本計画は審議会の中で内容をご議論いただきましたが、災害廃棄物処理計画につきましては課内で作成し、皆さまにお示しするものになります。

次に、災害廃棄物処理計画とはどういった目的で策定する必要があるのかを説明いたします。災害時には普段当たり前にできていることすら満足にできない状況になると予想されます。実際に東日本大震災のような甚大な災害の場合、災害廃棄物の処理等を行う行政自体が被害を受け、苦しい状況の中で業務に当たっていたという話があります。また、災害発生時には平常時と異なり、大量のがれきや各家庭から出る片づけごみ等の処理等、様々な課題が立て続けに起きる状況の中で、一つ一つの確に、そして迅速に対応していく必要があり、時間をかけて処理の方法を検討しては対処し切れないという事態に陥ってしまうおそれがあります。

そこで、平常時に災害発生後どのように災害廃棄物の処理を実施していくのかを事前に検討していくことが重要になります。災害が起きたときにどのように災害廃棄物を処理していくかを事前に定めたものが、災害廃棄物処理計画になります。こちらは資料の図1をご覧ください。こちらは国及び東京都、東大和市の計画の位置づけについて表にしたものになります。

まず、図にあります上の枠をご覧ください。環境省は災害対策基本法に基づき、防災基本計画及び防災業務計画に基づいて、地方公共団体が災害廃棄物処理計画をつくる際の参考となるよう基本事項を取りまとめた災害廃棄物対策指針を定めています。次に図の左下の枠をご覧ください。東京都は環境省の定めた指針と東京都地域防災計画に基づいて東京都災害廃棄物処理計画を作っています。最後に、図の右下の枠をご覧ください。東大和市は環境省や東京都の指針や計画を受け、環境省が定めた災害廃棄物対策指針、東京都に首都直下型地震等の被害想定、東京都災害廃棄物処理計画及び東大和市地域防災計画に基づいて、東大和市災害廃棄物処理計画を策定してまいります。

2の計画の対象についてですが、対象とする災害については、地震災害、風水害とします。対象とする業務については、災害廃棄物の収集・運搬、中間処理及び最終処分とします。

次のページをご覧ください。対象とする廃棄物については、地震災害に伴う震災廃棄物等、風水害に伴い発生する水害廃棄物等、こちらを総称して災害廃棄物等とします。

3の災害廃棄物対策マニュアルの整備、災害廃棄物処理実行計画の作成についてですが、図2をご覧ください。こちらは災害廃棄物処理計画と災害廃棄物対策マニュアル、災害廃棄物処理実行計画との関係性を表しているものになります。この図は左から右にかけて時系列になっており、平常時が災害発生前の期間、初動期が災害発生後数日間、そして応急対応・復旧復興期が初動期以降から災害が復旧、復興するまでの期間としております。

災害廃棄物処理計画は、東京都の被害想定をもとに災害が発生する前の平常時から初動期までの期間の行動を示したものになります。災害廃棄物対策マニュアルは、それをより具体的にし、その内容をより実効性のあるものとするため計画の詳細を示したもので、災害発生時から復旧、復興まで活用できる内容となっております。災害廃棄物処理実行計画は、応急対応から復旧、復興までの期間の行動を示すものです。災害廃棄物処理計画は、あくまでも東京都の被害想定をもとにしているため、実際に災害発生後にその被害想定を超える事態も想定されるため、そのまま応急対応・復旧復興期まで使用することはできません。そのため、災害発生後に災害廃棄物処理計画を基に災害廃棄物対策マニュアルを参照に、実際の被害状況に見合った最適な行動をするため災害廃棄物処理実行計画を作成します。それぞれの内容の一例としましては、図の中に記載がありますので、後ほどご覧ください。

最後に、4の計画策定スケジュールについてですが、平成29年度中に素案を作成しまして、平成30年度中に策定する予定となっております。以上になります。

【中山課長（事務局）】

災害廃棄物処理計画等についてはなかなか難しい内容だと思います。普段、意識しなくても当たり前のように家の前にごみを出せば収集業者が収集していき、し尿についても、トイレに流せば下水処理できます。ただ、災害時は、どうしてもその当たり前の生活ができなくなります。その中で、どのようにごみの収集や、し尿処理ができるのかをあらかじめ定めておかなければ災害時に迅速に行動することができません。災害時に様々な問題が起きると思いますが、その中でもごみの処理というのは復旧、復興を左右する大きな問題だと思いますので、災害廃棄物に特化した形で計画を作っていくことを考えています。

市では、東大和市地域防災計画を作っています。この中にはごみ処理だけではなく、生活物資に関してや避難所の運営、仮設住宅の建設といった全体的な内容が記載しています。ただ、ボリューム的に一つの分野にだけ特化した内容を記載することができないので、今回災害廃棄物の部分を切り離して作っていく計画になります。

今お話をさせていただいた内容については、図2の左下の東大和市災害廃棄物処理

計画と、東大和市災害廃棄物対策マニュアルの2本立てで作っていきます。

処理計画の中では、東京都の被害想定を基に、東大和市内で発生する災害廃棄物の発生量を試算して作ります。

ただ、実際の災害が起きた場合の被害状況によって発生量は変わってきますので、災害発生後に被害状況を基に実行計画を作り、状況に合わせて順次、計画を見直していくという形になります。今回は平常時と初動期の行動を定める災害廃棄物処理計画及び東大和市災害廃棄物対策マニュアルを定めていく事を考えています。

【会長】

ありがとうございました。

非常に難しい話で、多分皆さまが頭の中で災害というものを自分なりに思い浮かべてもらうことが大切で、熊本大地震、東日本大震災、関東大震災等様々な災害の状況が頭の中に浮かんでくると思います。東京都でも災害が起きた場合にどのような被害状況になるのかを想定しているようです。本当はあってほしくないことですが、実際に起こってみないとわからないと思います。そのときに慌てないためにこういった計画を作っていこうということらしいのですが、本来であればもっと前に作っておかなければいけなかったのではないかなと思います。ここで地震があちこちで起きている状況から、今回、国や東京都としても計画を作成しておかなければということで、出てきたものだと思います。

なかなか頭の中で、先ほども言いましたが、人それぞれ思い描いている被害というものが違うので、実際に何かあったときに、本当にこのマニュアルを作ったとしてもマニュアルどおりに動けるかどうかというのは難しいと思います。やはりこういったものはいろんなことを想定して作っておかないと、実際に動くときに、こういったことを作るだけでも動き方の参考にはなるので、計画を作ることは非常にいいことかなと思っています。

特にこれを審議会として、諮問いただいて答申するというではないようですので、皆さんからのご意見等ございましたらお願いしたいと思います。

非常に説明が難しいのですが、私のほうから、東京都の災害廃棄物処理計画、これが昨年の6月にできているということですが、これと東大和市の地域防災計画、これが既にできているものですが、先ほども少し触れていただいた部分もあると思いますが、概要をかいつまんでご説明をいただきたいと思います。

【中山課長（事務局）】

まだまだお示しできるようなものがなくて、本当に心苦しいですが、まず連携ができていくかについてですが、東京都の災害廃棄物処理計画と、東大和市の災害廃棄物処理計画については基本的に連動した形になります。

また、小平・村山・大和衛生組合や小平市、武蔵村山市と連携をしていくことを災

害廃棄物処理計画の中で考えています。

し尿処理に関しては、防災安全課でマンホールトイレや携帯トイレ等を広く進めています。しかし、マンホールトイレを使用した後に排出されるし尿の取扱いや携帯トイレから排出されるし尿をどのような形で処理をしていくかについては地域防災計画の中では記載がないので、災害廃棄物処理計画で検討し、行動の指針を示していきたいと考えています。

また、災害廃棄物処理計画は一度作って終わりではなく、平常時から様々な形で見直しを行っていくことが大切であると考えております。国や東京都の動向を確認しながら、皆さまに指針となる災害廃棄物処理計画についてお示しをさせていただきたいと考えています。

災害廃棄物処理計画の内容については今の段階でお示しできないのが心苦しいですが、そのような形で廃棄物及びし尿の処理について計画していき、皆さまの生活を守り、安定させるためにごみ処理の観点から計画していきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございました。

もう一つ参考までに、東京都で出している被害想定は東大和市ではどの程度の被害が出るのか。また倒壊家屋がどれぐらい出るものなのか、東京都では参考までにどのような想定をしているのかわかりましたら教えて下さい。

【吉岡係長（事務局）】

東京都では地震の種類として、多摩直下地震と立川断層帯地震という2種類の想定をしています。立川断層帯地震のほうの被害が大きいと想定されていて、震災廃棄物の推計の発生量としては40.6万トン発生するという想定になっています。その中で、全壊の家屋が木造ですと8万8,000トン、非木造の家屋が9万5,000トンという震災廃棄物の発生量の想定となっています。

【会長】

ありがとうございます。

8万トン、9万トンと言われても想像できませんが、相当な数量ですね。

【委員】

災害が起きたときの被害状況の確認もあると思いますが、まず市の職員の安否確認や本庁舎まで来ることができるのかという確認が必要だと思います。

また、災害廃棄物を処理するに当たっては、重機や車両等の貸し出しをしてくれる業者がいつから稼働できるのかの確認はどのように行うのでしょうか。

【中山課長（事務局）】

まず職員の関係についてですが、現在市では、参集訓練で各職員が自宅から市役所までを通常の交通機関ではなく、徒歩や、自転車等でどのくらいの時間を要するのか確認し、災害対応時の組織体制の確認を行っています。

ただ、職員の中には遠い地域から通勤している場合もあるので、実際の災害時には参集することが困難ではないかと考えられます。市内在住の職員数は約半分を切っていますので、災害発生時の参集人数は少ないのではないかと考えられます。

また、安否確認については、東大和市地域防災計画のほうに記載される内容になりますが、今の段階で職員がどれだけ生存しているかという確認ができないのが現状です。

今もお話しいただいたとおり、収集業者の方々にご協力いただかなければならない点が多々出てくると思っています。どこからご協力いただけるのか、そういった部分についてもこれから確認をさせていただき、災害廃棄物処理計画に反映していきたいと考えています。

本来は、災害廃棄物処理計画の内容については、国や東京都等と広域的に考えるべきではないかとも思っています。

【松本部長（事務局）】

資機材の関係ですが、正直言いまして、市ではごみ処理に必要となる資機材、具体的な車両についてですが、塵芥車含め用意ができていないというのが正直なところです。市で唯一所有している車両は、平ボディーの2トントラックしかありません。

災害廃棄物処理計画・マニュアルを作る中で、どこまで盛り込んでいくかは検討が必要ではありますが、現実問題として、災害が起きた場合についての資機材が不足しているので、関係事業者さまと災害時の協定を結ばせていただき、ご協力をいただかなければ対応はできないのではないかと考えています。中山課長の話にもありましたが、甚大な被害が起きたときに職員がどれだけ参集できるのか、職員だけで災害時の対応を全て行うというのは現実不可能な状態に陥るのではないかと考えられます。各地域の皆さまや各事業者さまと協力し、なるべく速やかに正常な生活の形態に戻すことが必要になってくるのではないかと思います。

東日本大震災、その他甚大な被害のあった震災や水害等において、各自治体で用意できる資機材には限りがあり、供給が全く追いつかない事態が起きました。

また災害廃棄物の想定量が約40万トンという数字を先ほど述べましたが、数値が大きく想像が難しいですが、例をあげると小平・村山・大和衛生組合の3市の家庭ごみ等の年間処理量約6万8,000トンになりますので、その量の数年間分になるということです。清掃工場だけでは処理ができないという話になりますので、先ほどの資機材で事業者さまとの協定を含めた協力を求めるのと併せて、災害廃棄物の処理については、自治体が持っている清掃工場だけで全てを処理することは困難になると想定

できます。過去の震災の例もそうですが、民間のごみ処理施設を最大限に活用させていただかなければ処理できない事態になりますので、資機材という部分では、民間事業者さまの協力の基、収集車両含め、中間処理していく清掃工場、また経験値等も最大限活用させていただき処理に当たるとというのが今までの事例からいった現状になります。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

事業者はBCPの取り組みの中で、安全確認用のアプリを使用しています。例えば夜中や出先であった場合、なかなかメールや電話等でも連絡がつかないことがあります。そういった場合に、「アンピック」というアプリを使用し、災害発生時にも即座に対応し、自分が今どういう状況にあるのか、また怪我はしているのか等、アプリに従い簡単入力でき、情報を本社へ送信することができます。各社ともまず自分の会社がどう動くのかというところは多分徹底してやっているとは思いますが、ぜひとも災害協定を結ばせていただいた中で、しっかりとその準備も日ごろから整えていき、どうかこの災害廃棄物処理計画のほうにも協力をしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。

実際、災害が起こると、とりあえずは安全なところに身を置くような形で、自助、共助から入っていき、実際に災害廃棄物等の処理を始めるまでは若干時間差があるのかなと思います。その間に先ほどの様々な協定の中で、まずは防災のほうの観点で動くのかなとは思いますが、その後に出てくるごみもそうですが、この災害廃棄物についてもどのように処理してくのか、ちょっと今、そういう40万トンという先ほどの数値に、小平・村山・大和衛生組合で建て直しをする焼却炉も、災害廃棄物を予定しているのは10%で予定しています。日々、出てくるごみを処理して、残り10%しか余裕がないという中で、その10%ぐらいはこういった災害廃棄物のために残しておく、その程度ですので、もっともっと時間がかかってしまう。それこそ10年、20年とかかる。ここだけでやるとすれば10年、20年とかかってしまうのかなと思います。

東北のごみもこっちへ運んで処理しているような、結局そういった広域な連携もしていかななくてはいけないのかなと思います。それがないと自分たちだけでは処理できないということになるのではないかなと思います。これは策定できたら公表するのでしょうか。

【中山課長（事務局）】

お示しさせていただけるような形で考えています。

【会長】

多分どんなものを作っても、いろんな意見が出るのではないかと思います。

【松本部長（事務局）】

会長からお話にありました、各3市とも審議会の会長には骨折りをいただいでいて、小平・村山・大和衛生組合の焼却炉の建替えの基本計画の策定作業に取りかかっています。その中で、先ほど会長からお話があったように、今使用している焼却炉は、災害廃棄物を想定に入れていない時代に造った焼却施設になりますので、今後、建て替えるに当たっては、災害廃棄物も視野に入れて災害廃棄物処理計画を作っていきます。災害廃棄物処理計画ができた段階で、皆さまにもお示ししたいと思っています。素案については今年度中の予定となっています。新年度になりましたら新ごみ焼却施設の整備基本計画をご説明させていただきたいと考えています。

また、従前から国より東京都を通じて、各自治体へ災害がいつどこで起きるのか予想できないことなので、災害時に必要な行動が取れるよう、災害廃棄物処理計画を作り、非常時に備えることと数年前から話がありました。なぜここで災害廃棄物処理計画を作ることとなったかという、正直申し上げて、新ごみ焼却施設の基本計画を今作っている中で、会長からお話があったように発生した廃棄物の10%は処理ができるような形で焼却施設の処理能力を見込んでいます。組織市それぞれが災害廃棄物処理計画を作り、10%相当分は今の処理している清掃工場で行っていくといっても、足並み揃えて災害廃棄物の処理について取り組んでいかなければいけないのではないかと、ということで動き始めたという次第であります。

会長からもお話がありましたが、平成30年度中に災害廃棄物処理計画は公表いたしますので、様々なご意見等いただくことにはなろうかと思いますが、それを踏まえて磨きをかけていきたいと考えています。また出来上がったものは見直す必要がありますので市地域防災計画等との整合性も含めた中で、今後も検討を重ねていきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございました。ほかに何かございませんか。

【委員】

こんなことを言って申しわけないですが、災害が起きたときに、職員の方だけではちょっと人数が不足すると思います。そこで、素人で申し訳ありませんが、我々が、何かお手伝いできることがあったら、招集していただいて協力できたらと思います。

例えば電話当番でも何かできることをお手伝いさせていただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

東京都では直下地震でマグニチュード7.3ぐらいを想定しているということですが、今の小平・村山・大和衛生組合は地震が起きた際に機能するのでしょうか。耐震化の状況等はどうかになっているのでしょうか。

【松本部長（事務局）】

耐震についてですが、現在、焼却と粗大ごみ処理施設ということで、大きく分けて2種類の施設がありますが、そのうちの粗大ごみ処理施設について建設時期が昭和50年代なので、当然、今の耐震基準には合っておりません。そこで、数年前に耐震診断をかけて、耐震の補強工事を実施しています。

焼却炉についてですが、焼却炉が3炉あり、建物が2棟あります。昭和50年代に竣工した建物及び昭和61年に竣工した100メートルの煙突のある建物は、耐震基準が新基準の仕様にはなっているものの、施設そのものが30年以上経過していますので、焼却施設としての耐用年数がここで切れることとなります。ただ、この耐震という部分では、過去に衛生組合で耐震診断をかけて、必要な手当てはしている状況です。

【会長】

ありがとうございます。

懇談会でもその話が出たのですが、今まで、様々な災害があったが、煙突が倒れたという例はないと聞いています。それだけ頑丈に建ててあるのでしょうか。今度、新しく建て直す建物の煙突については、さらに頑丈だと聞いています。

他にございますでしょうか。よろしいですか。

【中山課長（事務局）】

平成29年度ということで、この東大和市一般廃棄物処理基本計画について、いろいろなお審議いただき、本当にありがとうございました。これで終わりではありませんが、私も4月にこのごみ対策課に来まして、ごみに関してははすごく難しいなということが分かりました。皆さまといろいろと意見交換をさせていただいたことについて本当にありがたく思ったところが正直なところです。

これからもごみ減量に関する施策について様々なことを実施させていただきます。

また、事業者の方々にもご協力いただいております。

さらなるごみ減量ということで、またご意見いただいたPRについては皆さまに発信していきたいと考えています。市民の皆さまのライフスタイルが変わっていますので、ごみ減量というのは一つではなく、様々な形でご提示をさせていただいて、自分に合ったごみ減量を各自が進めていただく、そのような形で東大和市のごみの総量を落としていきたいと考えています。その関係も一般廃棄物処理基本計画には盛り込んでおります。

また、前回、5名の方に水切り器の使用をお願いさせていただいております。もし本日アンケートをお持ちの方がいらっしゃれば、担当にお渡しいただければと思います。また水切りのご意見に基づいて、皆さまにも集計したものをお渡しさせていただきます。また、その内容をできれば広報紙等でPRしていきたいと思っておりますので、今後もよろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、先ほどの一般廃棄物処理基本計画の答申につきましては、今月21日を予定しております。市長のほうに答申をお渡しする予定です。今後、事務局と調整に入りたいと思っております。

他になければ、これもちまして本日の会議を終了したいと思います。本日もありがとうございました。

(以上)